

令和3年5月29日

大牟田市における新型コロナウイルス感染症への対応について

国は、福岡県が要請していた緊急事態措置の延長について、その期間については6月20日までと決定しました。

県では、国の基本的対処方針に基づき、緊急事態措置を継続することとしました。

これを受け、本市として以下のとおりの対策を継続することとします。

1. 市主催のイベント・行事・事業等の自粛について（継続）

本市が主催し一般の市民が参加するイベントや行事等については、原則中止または延期します。

ただし、「真に緊急性が高いもの」並びに「参加者の人数、属性、会場の状況等の観点から感染の可能性が極めて低いと考えられるもの」については、感染拡大の防止に向け十分な対策を行ったうえで行うこととします。

【期間】緊急事態宣言の終了まで

【留意点】

- 事前に風邪のような症状がある方は参加をご遠慮いただくように周知する。
- 会場で症状がある人は参加をご遠慮いただくよう依頼する。
- 参加者に対し、イベント前後の手洗い奨励と咳エチケットの周知を行う。
- 参加者同士の距離が十分取れるよう、レイアウトを考慮する。
- 開催時間をできる限り短くするよう、プログラムを再検討する。
- 出入口にアルコール消毒薬を設置するなど、可能な限りの対策をとる。
- 屋内にあっては、密閉した空間とならないよう十分な換気を行う。
- 感染者が確認されたときに主催者において濃厚接触者の把握ができるよう、参加者の名簿（連絡先を含む）を作成し保管する。
- 参加者には、万が一の感染者発生に備え、以後2週間程度の行動記録を取っておくようお願いする。

2. 公共施設の取扱いについて（継続）※別紙参照

本市の公共施設については、原則として、臨時休館等とします。

3. 学校の対応について（継続）

（1）中学校の部活動について

① 対外試合等の中止

ただし、感染防止対策の措置を徹底するなどを条件に一部再開

② 部活動の時間短縮

・ 平日の活動時間を 1 時間程度に短縮

・ 土日の活動時間を 2 時間程度に短縮

参考) 部活動は、平日 1 日と土日のいずれか 1 日は休み

（2）教育活動について

校外学習など、6 月 2 1 日以降に延期

(別紙)

公共施設の取扱いについて

本市の施設については、下記のとおり取り扱うこととします。

1. 公共施設の取扱いについて

(1) 施設の臨時休館等【継続】

市立図書館、三池カルタ歴史資料館、動物園、石炭産業科学館については、臨時休館(園)とします。

ただし、市立図書館の予約本の受付・貸出しは取り扱います。

【期 間】緊急事態宣言の終了まで

(2) 施設(屋外運動施設を含む)の利用(貸出)中止【継続】

下記の施設については、原則として施設の貸出を中止します。

【該当施設】

地区公民館(中央、三川、勝立、吉野、三池、手鎌、駛馬)、校区コミュニティセンター(上内、倉永、銀水、羽山台、大正、天領)、リフレスおおむた、えるる、文化会館、市民体育館、第二市民体育館、武道場、サン・アビリティーズおおむた、労働福祉会館、高齢者生きがい創造センター、エコサンクセンター、御大典記念グラウンド、第二グラウンド、延命球場、笹林公園グラウンド及び庭球コート、手鎌北町公園テニスコート及び多目的広場、緑地運動公園、弓道場、延命公園(青空ステージ、お花見広場)、諏訪公園(多目的広場、運動広場、イベント広場、テニスコート)、宮浦公園グラウンド、中友公園グラウンド、白銀川調節池公園多目的広場及びテニスコート
他都市公園施設

【期 間】緊急事態宣言の終了まで

2. 学校施設開放の取扱いについて

全ての学校施設の開放を中止します。【継続】

【期 間】緊急事態宣言の終了まで

※キャンセル料の取扱い

当面の間これまで同様すべての施設について、新型コロナウイルス感染防止を理由とした使用中止の申出の場合、キャンセル料は徴収しません。